

インターンシップに関する覚書

インターンシップによる学生の実習に関し、田原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

（受入概要）

年 月 日

第1条 実習期間及び実習職場は受入可否決定通知書のとおりとする。

（実習生の身分）

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1

第2条 実習生は、乙の学生としての身分を有し、甲の職員としての身分は有しない。

（賃金等）

田原市

第3条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

田原市長

（実習に専念する義務）

第4条 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

乙 住 所

（信用失墜行為の禁止）

学校等名

第5条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

学長名

（秘密を守る義務）

第6条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

（実習中における事故責任等）

第7条 乙又は実習生は、実習期間中の事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における甲の責めに帰さない事故に関しては、乙又は実習生が自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙又は実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙又は実習生は、自らの責任の範囲内で、当該賠償により甲が被った賠償の補填をしなければならない。

（実習生の提出書類）

第8条 第4条から前条までの規定を遵守するため、実習生は甲に対して誓約書を事前に提出しなければならない。

（実習の中止）

第9条 甲は、実習生が第4条から前条までの規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合は、甲は乙にその旨通知するものとする。

（その他）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。